

## 第四号議案

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正について

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 山田雅文

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

- 3 所属長は、前項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合であつて、同一の者を五年を超えて引き続き任用しようとするときは、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認しなければならない。
  - 一 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有していること。
  - 二 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じるおそれがないこと。
  - 三 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保が困難な状況にあること。

第五号様式中「、海陸する5年の範囲内で」を削る。

附 則

この規則は、公布の日（令和七年三月二十五日）から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の人材確保のため、公募によらないで同一の者を五年を超えて引き続き任用することを可能にするとともに、当該任用を行うための要件を定めたいので提案する。

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年三月三十一日 大分県教育委員会規則第七号）

改正案	現行
<p>第一条・二条（略） （任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 所属長は、前項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合であつて、同一の者を県教育委員会において五年を超えて引き続き任用しようとするときは、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>一 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有していること。</p> <p>二 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じるおそれがないこと。</p> <p>三 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保が困難な状況にあること。</p> <p>4～10（略）</p> <p>第四条～第三十三条（略）</p>	<p>第一条・二条（略） （任用）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合にあつても、同一の者を五年を超えて引き続き任用しないものとする。ただし、新たに公募による選考を行う場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>4～10（略）</p> <p>第四条～第十三条（略）</p>

## 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正

### 1 規則の概要

この規則は、大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の任用、報酬その他の給付、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものである。

### 2 改正理由

会計年度任用職員の人材確保のため、公募によらないで同一の者を五年を超えて引き続き任用することを可能にするるとともに、当該任用を行うための要件を定めるもの

### 3 改正内容

#### (1) 公募によらない再度の任用の上限の見直し（第3条関係）

以下の条件を全て満たす場合は、5年を超えて引き続き任用することを可能とする。

- ① 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有していること。
- ② 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じる恐れが無いこと。
- ③ 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保が困難な状況にあること。

### 4 施行期日

令和7年3月25日（令和7年3月25日公布予定）※教育委員会議決後